



公益財団法人

日本フィランソロピック財団

Japan Philanthropic Foundation

「2023 年度 浦龍利・道雄 医志奨学金」
給付型奨学金

- 2024 年 4 月大学進学予定、高校 2 年時予約採用型 -

奨学金募集要項

2022 年 10 月 3 日

公益財団法人日本フィランソロピック財団

1. 目的

「浦龍利・道雄 医志奨学金」（以下、「この奨学金」）は山口県下の指定高等学校に在籍し、「温かな心ある医師」になることを目指す、成績優秀でありながら経済的理由により医学部への進学が困難な生徒を支援する**給付型奨学金（予約採用型）**です。この奨学金は返済の義務はありません。

年額 150 万円の「**大学奨学金**」を医学部最短修学年限である 6 年間、給付します。また、採用候補者には高等学校の**第 3 学年次**の 1 年間、月額上限 2 万円の「**修学支援金**」を給付します。毎年の**奨学生は 2 名まで**とします。

2. 趣旨

どのような環境にある子どもも、そのおもい・可能性・能力が最大限に育まれる機会が得られることを願います。この奨学金は、寄付者のおもいをもとに、医師を目指す若者に進学のための機会を支援するために設立されました。奨学金に応募を検討される方は、「ご寄付者からのメッセージ」をよく読んで、趣旨を理解して応募してください。



医者の中には、高い技術力と深い経験で的確な診療に当たり、患者から信頼される人も多い中、技術や研究に関心が向き、患者に寄り添って「人」を診るという本来の医療姿勢が薄い医師に触れることも少なくありません。

◆ご寄付者からのメッセージ◆

医師の道を目指すあなたに

わたくしはこの奨学金を利用して志を貫き、人への感謝の心を養い、自らの人生は自分自身で切り拓く自律と自立の精神を培って欲しいと願っています。そして何よりあなたに、病と向き合う患者さんとその家族の心にしっかり寄り添える、「温かな心ある医師」となっていたきたい。

医師は、患者と向き合い、顔色や呼吸、痛みの有無などを注意深く丁寧に診察します。異常を発見したら、素早く的確な手当を行い、患者の健康体を取り戻す技術者といえるでしょう。しかし、医師は、物や機械の修理、メンテナンスを施す技術者ではなく、患者やその家族との信頼関係の中で「人」を診察、治療するという大切な役割を担います。高度なテクニックに加え、人間味溢れる温かな心が不可欠だと思います。心身共に病んで気弱になっている患者とその家族に向けた”医師のかける優しい思いやりの一言”が、時には最高の薬や治療になることがあります。私の義父 浦 龍利、主人 浦 道雄は山口県出身です。山口県から、そういった医師を輩出する一助となることを願います。

浦 文子

3. 給付金額と期間

「**修学支援金**」（高等学校の第3学年次の1年間）

毎月、月額上限2万円を給付します。使途が明記された領収書またはレシートの写真を提出することを条件に支給します。使途には、塾代、塾への交通費、教科書代などが含まれます。

「**大学奨学金**」（大学医学部最短修学年限である6年間）

年額150万円を給付します。支払いは、上期・下期に分けて支払います。使途に条件を設けません。

4. 応募資格

応募時点で、次の指定高等学校に在学し、以下を満たす生徒が応募できます。指定高等学校は、岩国高等学校、宇部高等学校、徳山高等学校、山口高等学校（五十音順）の4校です。

- 第2学年生
- 「温かな心ある医師」になることを目指す者
- 国公立大学医学部への進学を目指す者
- 学校長の推薦を受けた成績上位者
- 世帯収入が年収600万円未満であること

5. 応募方法

募集期間：2022年10月3日（月）～2022年11月30日（水）

応募者は、募集期間中に、以下の書類に必要事項を記入の上、在学する高等学校を通じて財団に郵送してください（財団への直接応募は受領できません）。

本募集要項および所定のフォームなどは、当財団のウェブサイトのお知らせに掲載しています（URL:<https://np-foundation.or.jp/information/index.html>）

締切りは2022年11月30日（水）（当日消印有効）です。

- 1 **願書**（「『2023年度 浦龍利・道雄 医志奨学金』願書」に記入）
- 2 **推薦書**（「『2023年度 浦龍利・道雄 医志奨学金』推薦書」に記入・捺印）
- 3 **成績証明書**（第1学年から第2学年次1学期までのすべての成績が分かる資料であれば、各高等学校の指定する書式で結構です）
- 4 **エッセイ**（「私が医師を目指す理由」を課題に、4,000字程度、エッセイフォームを使ってください）
- 5 **住民票**（本人および願書掲載の家族全員）の写し
（※コピー不可・申請日の3ヶ月以内発行・本籍地及び個人番号は省略）
- 6 **住民税課税所得の通知書・証明書**（父母等の扶養者全員の所得を証明するもの、コピー可）

※給与所得者は直近の源泉徴収票、給与所得者以外は税務署または地方公共団体による直近の所得を証明するもの（税務署の収受印のある確定進行書（控）のコピーも可）など。専業主婦等で収入がない場合も「非課税証明書」が必要。

7 個人情報への取扱いに関する同意書

※提出書類（添付書類を含む）は返却いたしません。

6. 人数

原則、2名までとします。

7. 選考方法

- 財団の選考委員会が選考基準に基づいて選考し、財団理事会が承認した者を「採用候補者」として決定します。
- 選考においては、学業成績・人物、生活の困窮度、この奨学金の趣旨である「『温かな心ある医師』になること」を目指す意欲などにより総合的に判断します。
- 募集締切り後の一次選考（書類選考）を通過した応募者について、1月に二次選考（オンライン面接）を実施し、最終的に決定されます。

8. 結果通知方法

- 一次選考（書類審査）：2022年12月23日（金）目処に、在学する高等学校長ならびに本人に電子メールで通知します。
- 二次選考（「採用候補者」決定）：2023年2月15日（水）目処に、在学する高等学校長ならびに本人に文書で通知します。

9. 奨学生の義務と留意事項

「修学支援金」

- 進路変更や留年、休学、中退などの場合は、給付を打ち切ります。
- 高等学校の第3学年の3月末までに、国公立大学医学部に合格できなかった場合、「大学奨学金」の採用候補者としての資格を失います。
- いずれも、既に給付された「修学支援金」の返還の必要はありません。

「大学奨学金」

- 他の奨学金や大学授業料免除などとの併用を可能とします。
- 「大学奨学金」給付期間中は、毎年度1回の学業成績表・在学証明書・報告書、および財団による面談に応じていただきます。
- 6年間で、3回程度開催される授与式および卒業記念式に参加いただきます。

※ 詳細は別紙「奨学生の義務と留意事項」をお読みください。

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

(1) 奨学生の資格

この奨学金の奨学生「(以下、「奨学生」)は、当財団が求める、「学業、人物ともに優秀であり、「『温かな心ある医師』になることを目指す」、という奨学生の資格を維持するために、勉学に励み、健全な生活と生活態度や言動を心がけてください。

(2) 学業成績などの報告

奨学生は毎年度、学業成績表・在学証明書・報告書、および財団による面談に応じていただきます。

(3) 異動の届出

奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。

- ① 留年・休学・復学・海外留学・転学または退学するとき
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 本人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等、その他重要な事項に変更があったとき

(4) 他の奨学金や大学授業費免除などとの併用は可能です。ただし、ご利用になる場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

(5) 大学からの個人情報の提供

奨学生は、当財団から大学に対して個人情報に関する問い合わせを行う場合において、大学がその内容を提供することを、拒否してはいけません。

2. 留意事項

(1) 「修学支援金」について

- 当財団は、進路変更、休学、中退となった場合、奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるときには、支援金の給付を打ち切ります。
- 打ち切った場合も、既に給付された「修学支援金」の返還の必要はありません。

(2) 「大学奨学金」の給付開始

高等学校の第3学年の3月末までに、国公立大学医学部に合格できなかった場合、「大学奨学金」の採用候補者としての資格を失います。

(3) 「大学奨学金」の休止

当財団は、次のいずれかに該当する場合は、「大学奨学金」の給付を休止することがありますので、十分に気をつけてください。

- ① 上記に定める義務を果たさなかったとき
- ② 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき
- ③ 奨学生の学業または性行などの状況により指導上必要があると認めるとき

(4) 「大学奨学金」の復活

「大学奨学金」の給付を休止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、当財団は「大学奨学金」の給付を復活することがあります。

(5) 「大学奨学金」の廃止

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、在学学校長の意見を徴して「大学奨学金」の給付を廃止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき

- ③ 学業成績または操行が不良となったとき
 - ④ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
 - ⑤ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - ⑥ その他、1－(1)に定める奨学生としての資格を失ったとき
- (6) 「大学奨学金」の辞退

奨学生は、いつでも在学学校長を経て「大学奨学金」の辞退を申し出ることができます。

(7) 奨学金の指導

当財団は、奨学生を将来「温かな心ある医師」として活躍する社会有用の人材として育成するために必要な、教養や学びの紹介、その他の指導および奨学生の学業成績と生活状況に応じた適切な指導を行うことがあります。

以上



書類提出の締切り

2022年11月30日（水）必着（当日消印有効）

日本フィランソロピック財団に郵送してください。

郵送先・お問い合わせ先

- 郵送先：

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング9階

公益財団法人日本フィランソロピック財団 事務局

- お問い合わせ先：

Eメール

メールアドレス：jimukyoku@np-foundation.or.jp

メールの件名に「奨学金について」と書いてください。回答には数日を要する場合がありますので、時間の余裕を持ってお問い合わせください。

電話

TEL：050-5433-8008

対応時間は月曜日から木曜日まで、午前10時から午後4時とします。担当者が対応できない場合はメッセージを残してください、折り返しご連絡します。



公益財団法人日本フィランソロピック財団

<https://np-foundation.or.jp/>

